

## 2 補足給付又は医療型個別減免の経過的特例に関する実態調査

### (1) 補足給付・医療型個別減免の制度について

#### ①利用者負担に関する基本的な事項

##### 世帯の所得区分

生活保護	生活保護受給世帯
低所得 1	住民税非課税・本人（保護者）収入が年80万円以下の世帯
低所得 2	住民税非課税で低所得 1 に該当しない世帯
一般 1	住民税課税・住民税所得割額が16万円（20歳未満の施設等入所者は28万円）の世帯
一般 2	住民税課税で一般 1 に該当しない世帯

##### 負担上限月額

	福祉サービス分	医療分
生活保護	0円	0円
低所得 1	0円	15,000円
低所得 2	0円	24,600円
一般 1	9,300円	40,200円
一般 2	37,200円	40,200円

#### ②補足給付（施設入所支援、福祉型障害児入所施設）

##### 趣旨

20歳未満の施設入所者（保護者）	入所児の保護者のサービス利用費の負担が、地域で子どもを養育するために通常要する負担と同程度となるように、超過分を支給。
20歳以上の施設入所者（本人）	食費等の実費負担後に、本人の生活費として手元に一定額（25,000～30,000円）が残るように、不足分を支給。

##### 補足給付の対象

20歳未満の施設入所者（保護者）	全所得区分
20歳以上の施設入所者（本人）	生活保護、低所得 1・2

経過的特例（経過措置）の対象及び内容

20歳未満の施設入所者（保護者）	<b>一般 1</b> 算定にあたり、「サービス利用自己負担額」「地域で子どもを養育するのに通常要する費用」を生活保護・低所得と同様とする（本来は一般 2 と同じ）
20歳以上の施設入所者（本人）	経過的特例なし

補足給付の算定方法

■ 20歳未満の施設入所者（保護者）

A	基準費用月額	食費等の実費負担の標準額：54,000円
B	その他生活費	生活費として手元に残す額：18歳未満は教育費上乗せで34,000円、18～19歳は25,000円
C	サービス利用自己負担相当額	生活保護・低所得 1・2・ <u>一般 1</u> ：サービス利用単価×1割と15,000円の低い方、一般 2：サービス利用単価×1割（利用者により額は異なる）
D	地域で子どもを養育するのに通常要する費用	生活保護・低所得 1・2・ <u>一般 1</u> ：50,000円、一般 2：79,000円

※下線部が経過的特例

$$\text{補足給付} = A + B + C - D$$

※地域生活で保護者が本来負担すべき養育費（D）より、施設入所に要する費用（A+B+C）が上回る分の差額を支給

■ 20歳以上の施設入所者（本人）

A	基準費用月額	食費等の実費負担の標準額：54,000円
B	控除後認定収入額	年金収入、就労収入等の合計から必要経費を控除したもの（利用者により額は異なる）
C	その他生活費	生活費として手元に残す額：25,000円（利用者により2.8万円、3万円の場合あり）

Bが66,667円以下の場合	Bが66,667円超
補足給付 = A - B + C	補足給付 = A - (B - 66,667円) × 50% + 66,667円 + C

※収入から実費負担分を支払った後（B-A）、生活費25,000円（C）が手元に残るように差額を支給

※生活保護の場合は、補足給付 = A（実費負担相当額を全額支給）

### ③医療型個別減免（療養介護、医療型障害児入所施設）

趣旨

20歳未満の施設入所者（保護者）	入所児の保護者の医療費の負担が、地域で子どもを養育するために通常要する負担と同程度となるように、医療費を減免。
20歳以上の施設入所者（本人）	低所得世帯について、平成18年の障害者自立支援法の施行で負担が発生することになったため、激変緩和の経過措置として減免を実施。

※給付ではなく、負担額の上限引き下げ（減免）の形態

医療型個別減免の対象

20歳未満の施設等入所者（保護者）	全所得区分
20歳以上の施設等入所者（本人）	低所得1・2

※生活保護は当初から負担0円なので減免対象外

経過的特例（経過措置）の対象及び内容

20歳未満の施設入所者（保護者）	<b>低所得1・2、一般1</b> 算定にあたり、「サービス利用自己負担額」「地域で子どもを養育するのに通常要する費用」を低く設定する（本来は全区分共通）
20歳以上の施設入所者（本人）	<b>低所得1・2</b> 所得に応じて医療費負担上限月額（低所得1：15,000円、低所得2：24,600円）を引き下げる（本来は固定額）

医療型個別減免の算定方法

#### ① 20歳未満の施設入所者（保護者）

A	地域で子どもを養育するのに通常要する費用	低所得1・2・一般1：50,000円、一般2：79,000円
B	その他生活費	生活費として手元に残す額：18歳未満は教育費上乗せで34,000円、18～19歳は25,000円
C	福祉部分の負担月額	低所得1・2・一般1：サービス利用単価×1割と15,000円の低い方、一般2：サービス利用単価×1割（利用者により額は異なる）
D	医療部分の負担月額	医療費の1割負担額と負担上限額の低い方（利用者により額は異なる）

※下線部が経過的特例

$A \leq (B+C+D)$  の場合（養育費が福祉サービス費・医療費・その他生活費の合計額以下）

医療費の負担上限月額 =  $A - (B+C)$

食費の負担限度額 = 0円

$A > (B+C+D)$  の場合（養育費が福祉サービス費・医療費・その他生活費の合計額超）

医療費の負担上限月額 = D

食費の負担限度額 = 食事療養費標準負担額（利用者により額は異なる）と  $A - (B+C+D)$  の低い方の額

② 20歳以上の施設入所者（本人）

A	認定収入額	年金収入、就労収入等の合計から必要経費を控除したもの（利用者により額は異なる）
B	その他生活費	生活費として手元に残す額：25,000円（利用者により2.8万円、3万円の場合あり）
C	食費負担限度額	食事療養及び生活療養に係る自己負担標準額（利用者により額は異なる）
D	福祉部分の負担月額	福祉サービスの1割負担額と負担上限額の低い方（利用者により額は異なる）

$A \leq (B+C+D)$  の場合（収入が福祉サービス費・食費・その他生活費の合計額以下）

医療費の負担上限月額 = 0円

$A > (B+C+D)$  の場合（収入が福祉サービス費・食費・その他生活費の合計額超）

医療費の負担上限月額 = 医療費の1割負担額、本来の医療費負担上限月額（低所得1：15,000円、低所得2：24,600円）、 $A - (B+C+D)$  のうち、最も低い額

## (2) 支給決定者数等の状況

都道府県・市町村に、所得区分別の支給決定者数について聞いた（1,128自治体から回答）。1自治体あたりの平均値で見ると、施設入所支援の平均は85.7人、福祉型障害児入所施設は1.4人、療養介護は14.2人、医療型障害児入所施設は1.9人となっている。所得区分別では、施設入所支援、療養介護は低所得2、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設は一般1が多くなっている。

図表 1 所得区分別支給決定者数

[n=1,128] (人)		1自治体あたり平均値			合計値		
		20歳未満	20歳以上	合計	20歳未満	20歳以上	合計
施設入所支援	生活保護	0.1	1.6	1.7	72	1,790	1,862
	低所得1	0.2	23.5	23.6	183	26,485	26,668
	低所得2	0.0	59.0	59.0	39	66,549	66,588
	一般1	0.3	0.2	0.5	304	212	516
	一般2	0.0	0.9	1.0	50	1,033	1,083
	合計	0.6	85.2	85.7	648	96,069	96,717
福祉型障害児入所施設	生活保護	0.1	0.0	0.1	124	0	124
	低所得1	0.2	0.0	0.2	174	3	177
	低所得2	0.1	0.0	0.1	117	4	121
	一般1	0.9	0.0	0.9	1,017	2	1,019
	一般2	0.1	0.0	0.1	137	0	137
	合計	1.4	0.0	1.4	1,569	9	1,578
療養介護	生活保護	0.0	0.1	0.1	20	80	100
	低所得1	0.0	1.9	1.9	53	2,101	2,154
	低所得2	0.0	11.7	11.7	34	13,193	13,227
	一般1	0.1	0.1	0.3	126	163	289
	一般2	0.0	0.2	0.2	28	216	244
	合計	0.2	14.0	14.2	261	15,753	16,014
医療型障害児入所施設	生活保護	0.1	0.0	0.1	57	0	57
	低所得1	0.2	0.0	0.2	171	2	173
	低所得2	0.1	0.0	0.1	136	19	155
	一般1	1.3	0.0	1.3	1,505	0	1,505
	一般2	0.2	0.0	0.2	209	1	210
	合計	1.8	0.0	1.9	2,078	22	2,100

都道府県・市町村に、補足給付（20歳未満）・医療型個別減免の給付件数を聞いたところ、令和3年9月で、施設入所支援の補足給付0.5件、うち、経過措置対象件数は0.1件、福祉型障害児入所施設の補足給付1.3件、うち、経過措置対象件数は0.6件となっている。療養介護の医療型個別減免は11.5件、うち、経過措置対象件数は4.4件、医療型障害児入所施設の医療型個別減免は1.8件、うち、経過措置対象件数は0.5件となっている。令和元年9月と比較すると、福祉型障害児入所施設、療養介護は減少、施設入所支援、医療型障害児入所施設は増加傾向が見られる。

図表 2 補足給付・医療型個別減免の給付件数

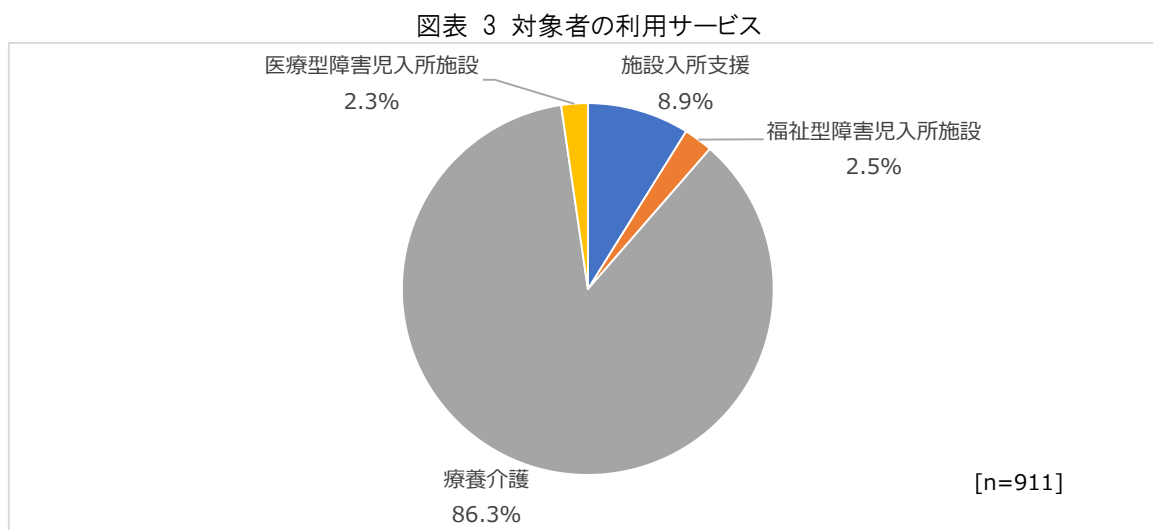
[n=1,128] (件)		1自治体あたり平均値		合計値	
		令和3年9月	令和元年9月	令和3年9月	令和元年9月
補足給付 (20歳未満)	施設入所支援	0.5	0.4	565	437
	うち経過措置	0.1	0.1	157	116
	福祉型障害児入所施設	1.3	1.5	1,440	1,687
	うち経過措置	0.6	0.7	669	771
医療型個別減免	療養介護	11.5	11.7	12,926	13,174
	うち経過措置	4.4	4.4	4,928	4,994
	医療型障害児入所施設	1.8	1.7	1,998	1,968
	うち経過措置	0.5	0.5	521	553

### (3) 施設入所者等の基本情報

※自治体に、調査対象者の抽出・調査票の送付を依頼し、施設入所者等から回答を得た。回答のうち、調査対象外である20歳以上の施設入所支援利用者等を除いた集計対象数は911人だった。

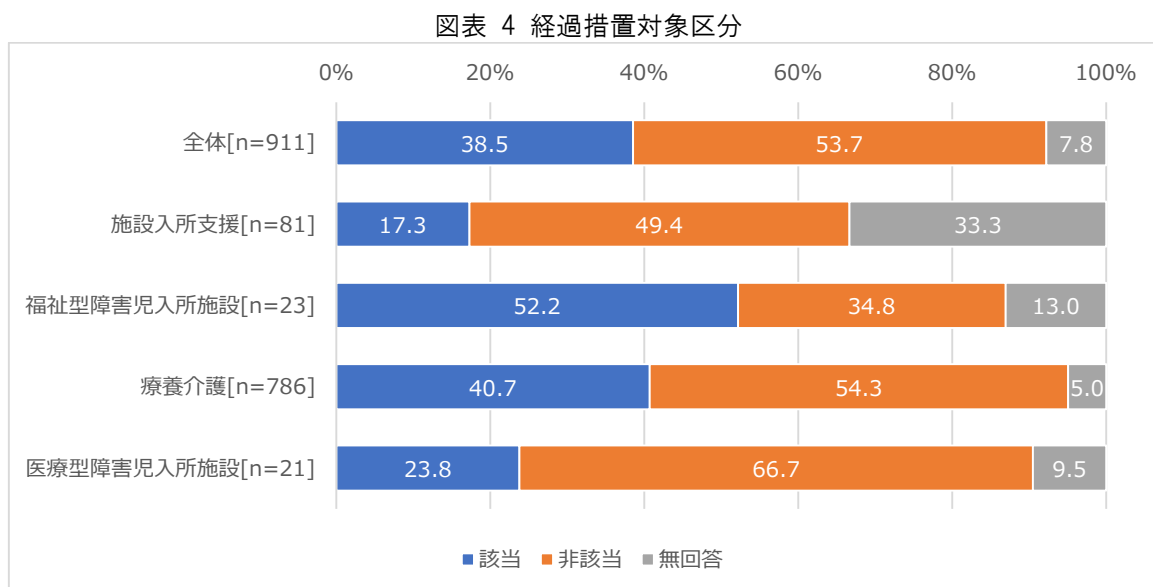
#### ①調査対象者の利用サービス

対象者の利用サービスは、「療養介護」が86.3%、「施設入所支援」が8.9%、「福祉型障害児入所施設」が2.5%、「医療型障害児入所施設」が2.3%となっている。「施設入所支援」は対象が20歳未満であるため、人数が少なくなっている。



#### ②調査対象者の経過措置対象区分

対象者が補足給付・医療型個別減免の経過措置対象かどうかについては、全体では「非該当」が53.7%、「該当」が38.5%となっている。

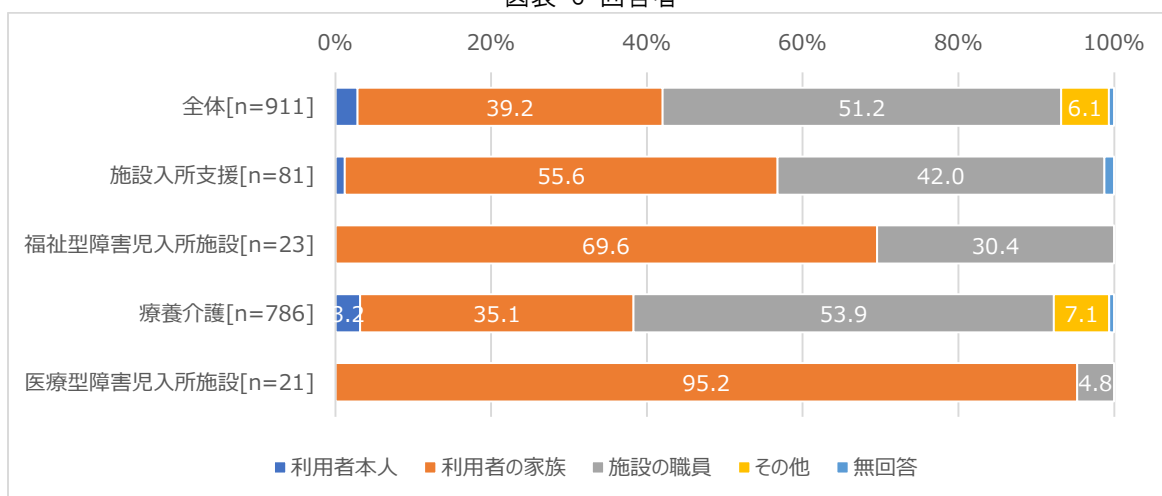


※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補足給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

### ③調査の回答者

調査の回答者について聞いたところ、全体では「施設の職員」が51.2%、「利用者の家族」が39.2%となっている。施設入所支援（20歳未満）および障害児入所施設では「利用者の家族」が多い。

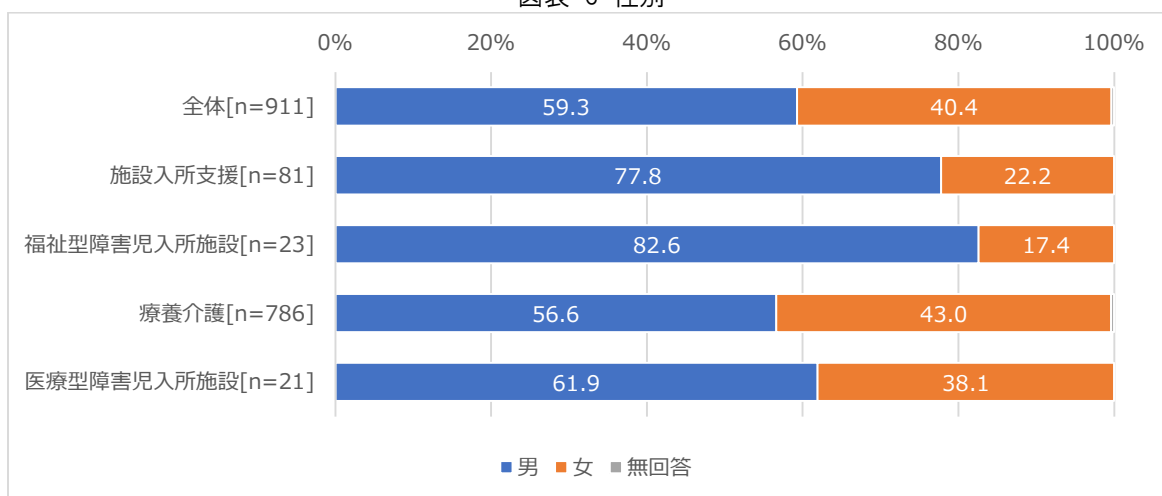
図表 5 回答者



### ④対象者の性別

性別は、「男」が59.3%、「女」が40.4%となっている。

図表 6 性別

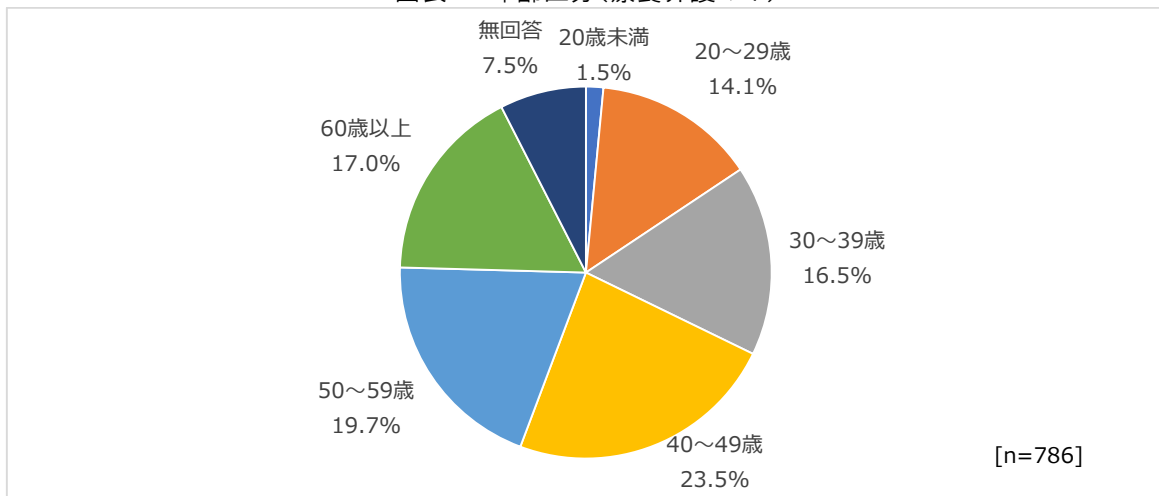




## ⑤対象者の年齢

年齢について、全年齢が調査対象の療養介護について見ると、年齢層は比較的分散している。

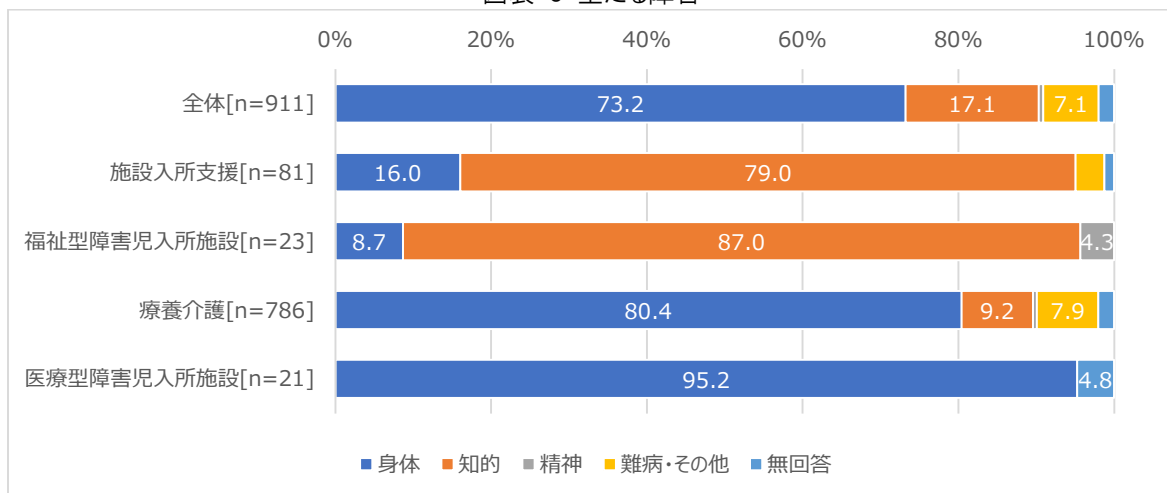
図表 7 年齢区分(療養介護のみ)



## ⑥対象者の主たる障害

主たる障害は、「身体」が73.2%、「知的」が17.1%となっている。

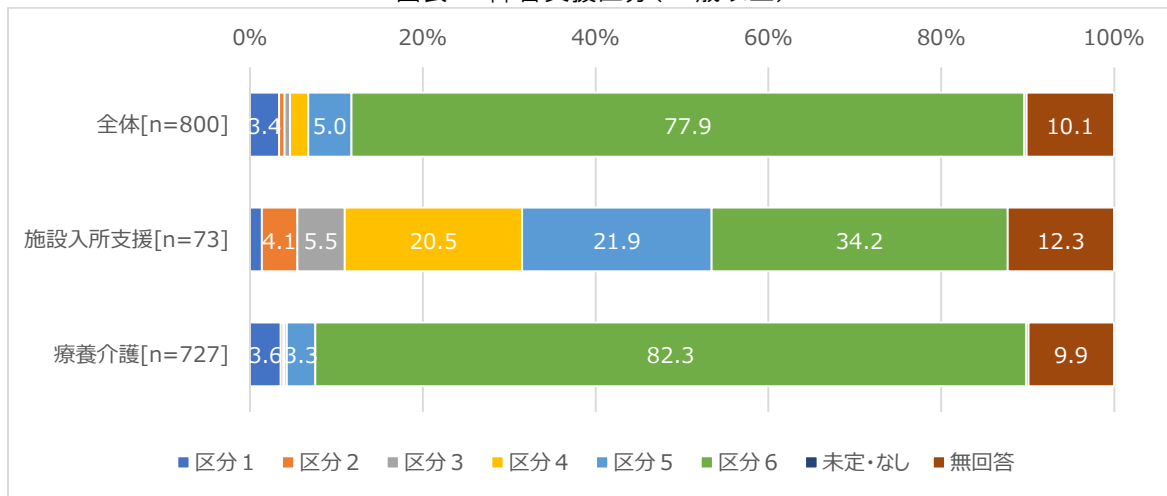
図表 8 主たる障害



## ⑦対象者の障害支援区分

障害支援区分（18歳以上、施設入所支援・療養介護のみ）は、「区分6」が77.9%となっている。

図表 9 障害支援区分(18歳以上)



## ⑧サービス受給者証等の記載内容

サービス受給者証の記載内容で、負担上限月額と補足給付支給額の記載について聞いたところ、負担上限月額は平均で2,218円、補足給付支給額は304円/日となっている。

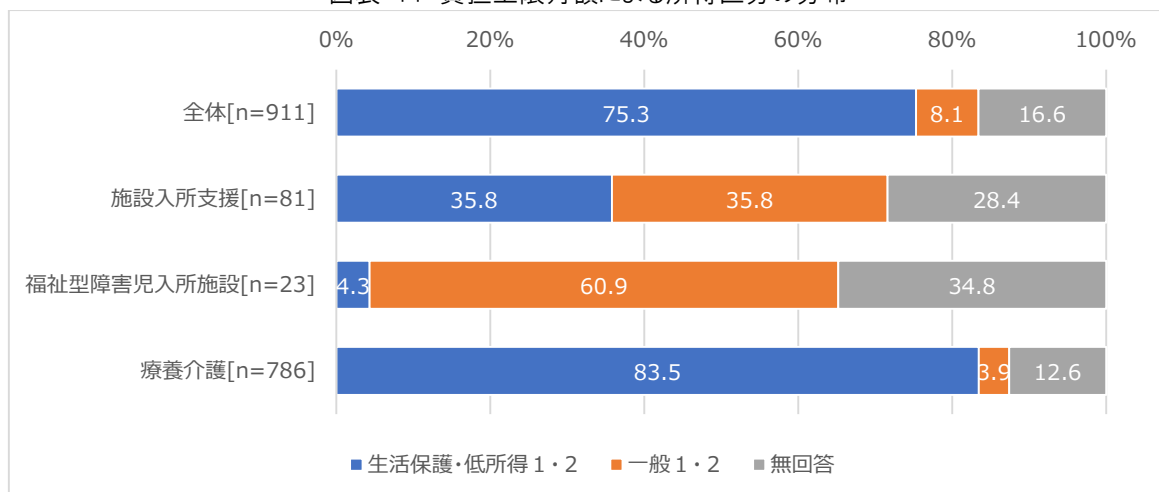
また、医療受給者証の療養介護・障害児施設医療（食事療養を除く）と食事療養の負担上限月額については、それぞれ平均で14,712円、17,871円となっている。

図表 10 サービス受給者証・医療受給者証の記載内容

(平均値)	全体 [n=670]	該当 [n=246]	非該当 [n=367]
負担上限月額(円)	2,218	2,237	2,153
特定障害者特別給付費(補足給付)支給額(円/日)	304	354	262
(平均値:円)	全体 [n=693]	該当 [n=276]	非該当 [n=382]
療養介護・障害児施設医療(食事療養を除く)負担上限月額	14,712	15,169	14,402
食事療養負担上限月額	17,871	17,464	18,291

負担上限月額から、所得区分の分布を見ると、全体では75.3%が生活保護・低所得1・2の区分となっている。障害児入所施設では、一般1・2が多くなっている。

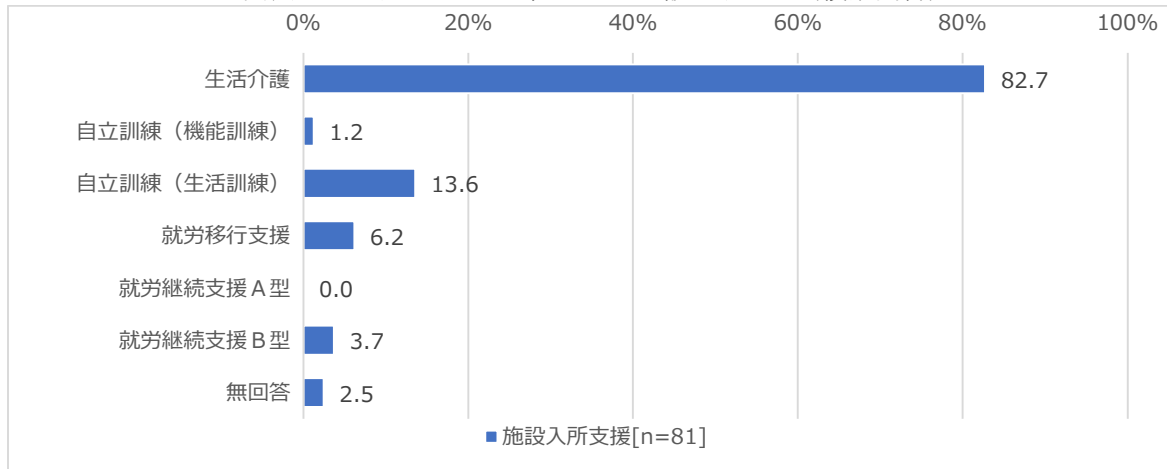
図表 11 負担上限月額による所得区分の分布



## ⑨利用している日中サービスで該当するもの

施設入所支援の利用者で、利用している日中サービスで該当するものを聞いたところ、「生活介護」が82.7%となっている。

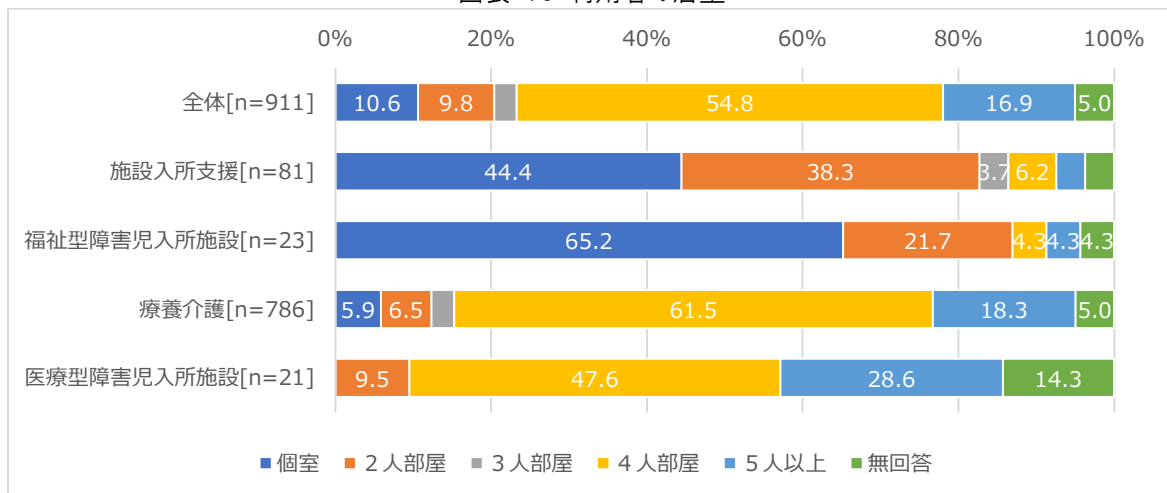
図表 12 利用している日中サービスで該当するもの〔複数回答〕



## ⑩利用者の居室

利用者の居室は、「4人部屋」が54.8%、「5人以上」が16.9%、「個室」が10.6%となっている。

図表 13 利用者の居室



## ⑪利用者の入院日数・外泊日数

令和3年9月における利用者の入院日数は平均で0.7日、外泊日数は平均で0.4日となっている。

図表 14 令和3年9月の利用者の入院日数

(平均値：日)	全体[n=74]	施設入所支援[n=61]	福祉型障害児入所施設[n=13]
平均入院日数	0.7	0.6	0.8

図表 15 令和3年9月の利用者の外泊日数

(平均値：日)	全体[n=746]	施設入所支援[n=67]	福祉型障害児入所施設[n=17]	療養介護[n=647]	医療型障害児入所施設[n=15]
平均外泊日数	0.4	1.4	1.8	0.3	1.1

## (4) 20歳以上の利用者の状況

注) 20歳以上の利用者の場合、世帯収支は、本人および配偶者の収支を指す。

### ①世帯収入額

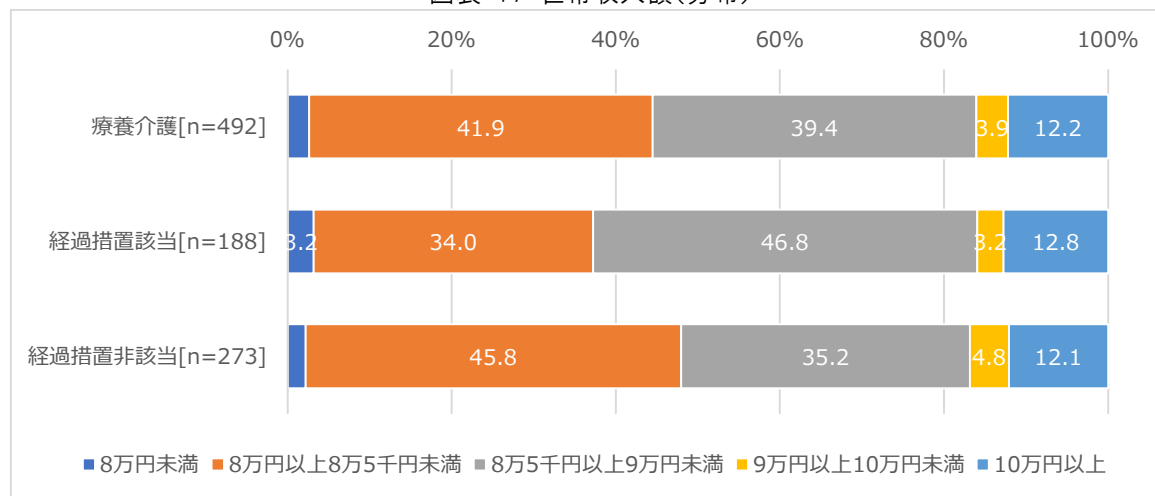
20歳以上の利用者（施設入所支援は20歳未満対象のため、療養介護のみ）に、家計の状況等について聞いた。世帯収入額は、平均で92,039円となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で93,117円、非該当者で91,725円となっている。世帯収入額の分布を見ると、8万円台の収入が多くなっている。

図表 16 世帯収入額

(平均値 : 円)	療養介護[n=492]	療養介護 (該当) [n=188]	療養介護 (非該当) [n=273]
給与、報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	505	537	540
障害基礎年金・障害厚生年金	81,296	81,098	81,049
補足給付	0	0	0
生活保護費	115	66	161
年金生活者支援給付金	2,949	3,348	2,711
その他の公的手当、年金、給付金等	7,144	8,041	7,228
その他の収入（仕送り等）	30	27	37
合計	92,039	93,117	91,725

※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

図表 17 世帯収入額(分布)



※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

## ②世帯支出額

世帯支出額は、平均で38,285円となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、該当者で38,634円、非該当者で38,796円となっている。世帯支出額の分布を見ると、2～4万円の支出が多くなっている。

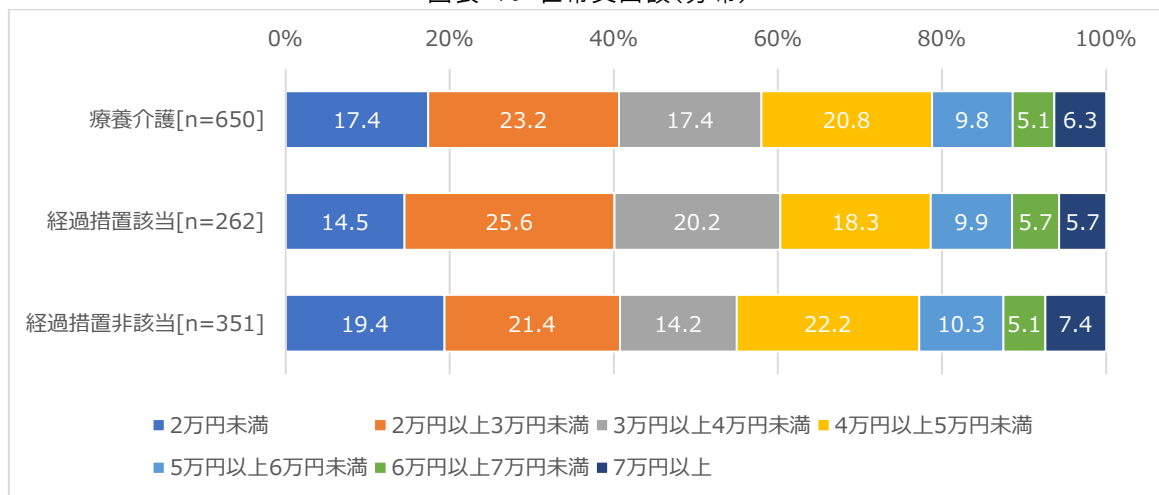
収入と支出の収支差を見ると、いずれもプラス（収入＞支出）となっている。収支差率は、経過措置の該当者でやや大きくなっている。

図表 18 世帯支出額

(平均値：円)	療養介護[n=650]	療養介護（該当） [n=262]	療養介護（非該当） [n=351]
障害福祉サービス利用料（日中サービス含む）	754	410	1,090
療養介護・障害児施設医療費	11,743	10,771	12,457
施設の室料	943	1,079	901
施設の食費（自己負担分）	10,811	10,734	10,870
施設の光熱水費（自己負担分）	321	317	303
上記以外の費目の施設への支払額	6,117	6,734	5,751
入所施設への支払以外の支出のひと月分の合計	6,137	7,330	5,696
うち、家事用品・被服・履物費	2,482	3,060	2,216
うち、交通・通信費	1,082	1,030	1,217
うち、教育費	123	214	67
うち、教養・娯楽費	485	459	556
税金・社会保険料	1,459	1,260	1,728
合計	38,285	38,634	38,796
収支差	53,754	54,483	52,929
収支差率	58.4%	58.5%	57.7%

※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

図表 19 世帯支出額(分布)



※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

収支について、所得区別に見ると、他と比べて、一般1・2の区分で収支差率の低い傾向が見られる。

図表 20 世帯収入額(所得区別)

(平均値：円)	全体			生活保護・低所得1・2			一般1・2
	全体 [n=492]	該当 [n=188]	非該当 [n=273]	全体 [n=436]	該当 [n=167]	非該当 [n=241]	非該当 [n=16]
給与、報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	505	537	540	570	605	611	0
障害基礎年金・障害厚生年金	81,296	81,098	81,049	81,846	80,755	82,224	71,242
補足給付	0	0	0	0	0	0	0
生活保護費	115	66	161	130	75	183	0
年金生活者支援給付金	2,949	3,348	2,711	3,019	3,372	2,838	1,572
その他の公的手当、年金、給付金等	7,144	8,041	7,228	6,334	7,391	6,213	20,854
その他の収入(仕送り等)	30	27	37	34	30	41	0
合計	92,039	93,117	91,725	91,932	92,228	92,110	93,668

※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

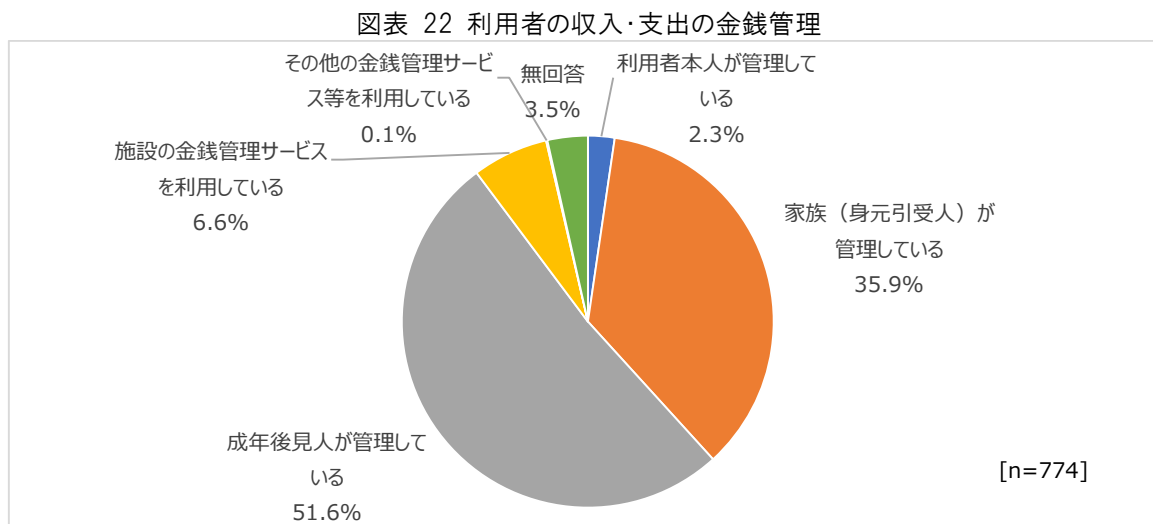
図表 21 世帯支出額(所得区別)

(平均値：円)	全体			生活保護・低所得1・2			一般1・2
	全体 [n=650]	該当 [n=262]	非該当 [n=351]	全体 [n=572]	該当 [n=230]	非該当 [n=308]	非該当 [n=21]
障害福祉サービス利用料(日中サービス含む)	754	410	1,090	597	328	863	4,842
療養介護・障害児施設医療費	11,743	10,771	12,457	11,295	10,596	11,790	17,902
施設の室料	540	596	516	448	461	442	1,429
施設の食費(自己負担分)	10,811	10,734	10,870	11,324	11,484	11,159	10,144
施設の光熱水費(自己負担分)	321	317	303	350	335	336	0
上記以外の費目の施設への支払額	6,117	6,734	5,751	6,345	7,006	5,955	4,771
入所施設への支払以外の支出のひと月分の合計	6,137	7,330	5,696	5,122	6,620	4,434	15,913
うち、家事用品・被服・履物費	2,482	3,060	2,216	2,018	2,499	1,863	6,192
うち、交通・通信費	1,082	1,030	1,217	974	998	1,045	3,429
うち、教育費	123	214	67	139	244	76	0
うち、教養・娯楽費	485	459	556	477	523	496	1,473
税金・社会保険料	1,459	1,260	1,728	1,113	938	1,334	3,820
合計	37,882	38,151	38,411	36,592	37,768	36,313	58,821
収支差	54,157	54,966	53,314	55,341	54,460	55,798	34,847
収支差率	58.8%	59.0%	58.1%	60.2%	59.0%	60.6%	37.2%

※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

### ③利用者の収入・支出の金銭管理

利用者の収入・支出の金銭管理の方法について聞いたところ、「成年後見人が管理している」が51.6%、「家族（身元引受人）が管理している」が35.9%、「施設の金銭管理サービスを利用している」が6.6%となっている。「施設の金銭管理サービスを利用している」の回答者に、月額利用料を聞いたところ、平均で822円となっている。



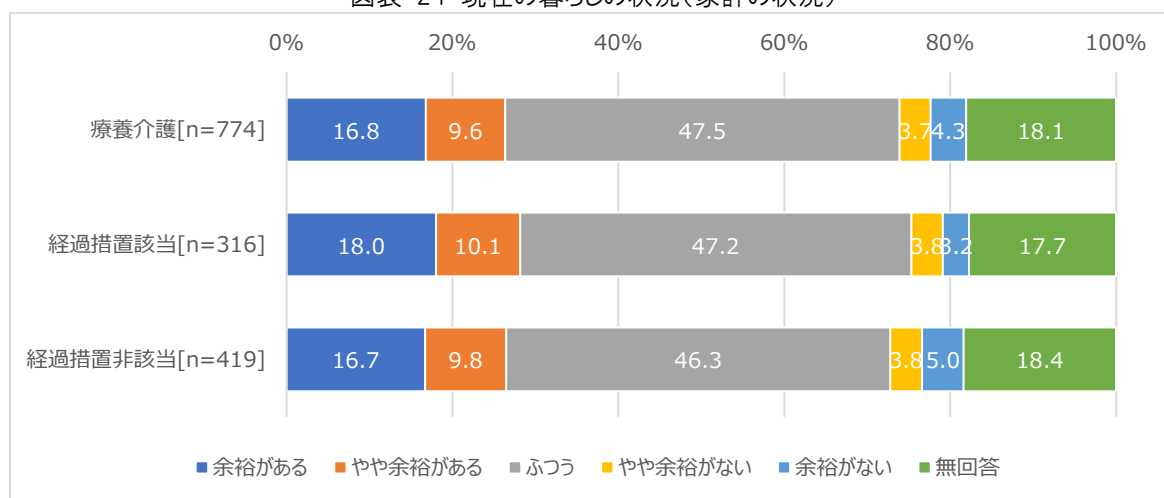
図表 23 金銭管理サービスの月額利用料

(平均値：円)	療養介護 [n=46]
平均月額利用料	822

#### ④現在の暮らしの状況（家計の状況）

現在の暮らしの状況（家計の状況）について聞いたところ、「ふつう」が47.5%とほぼ半数を占める。余裕のあるなしを見ると、余裕があるという利用者の方が多くなっている。

図表 24 現在の暮らしの状況(家計の状況)

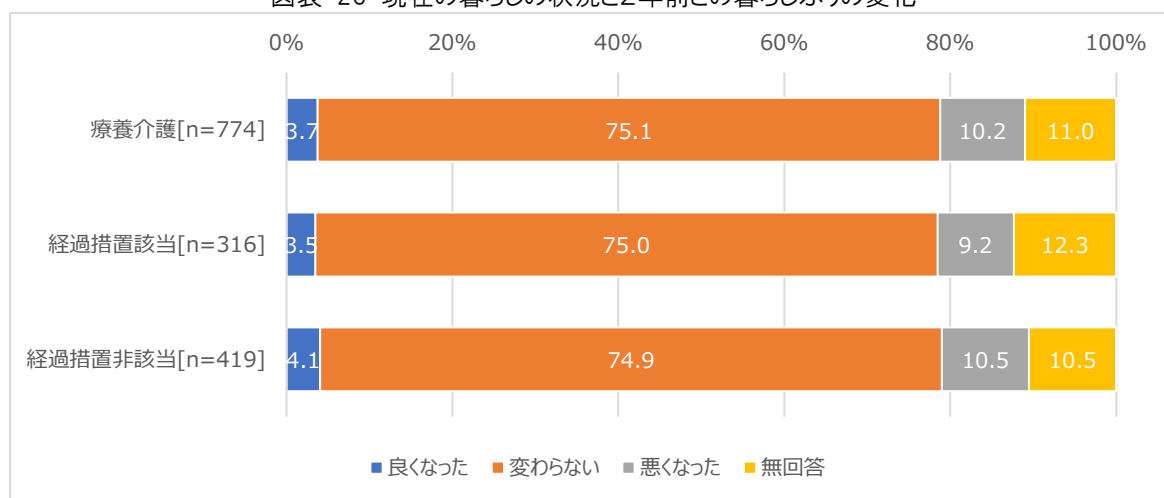


※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

#### ⑤現在の暮らしの状況と2年前との暮らしぶりの変化

現在の暮らしの状況と2年前との暮らしぶりの変化について聞いたところ、「変わらない」が75.1%と多くなっている。

図表 25 現在の暮らしの状況と2年前との暮らしぶりの変化



※療養介護の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者



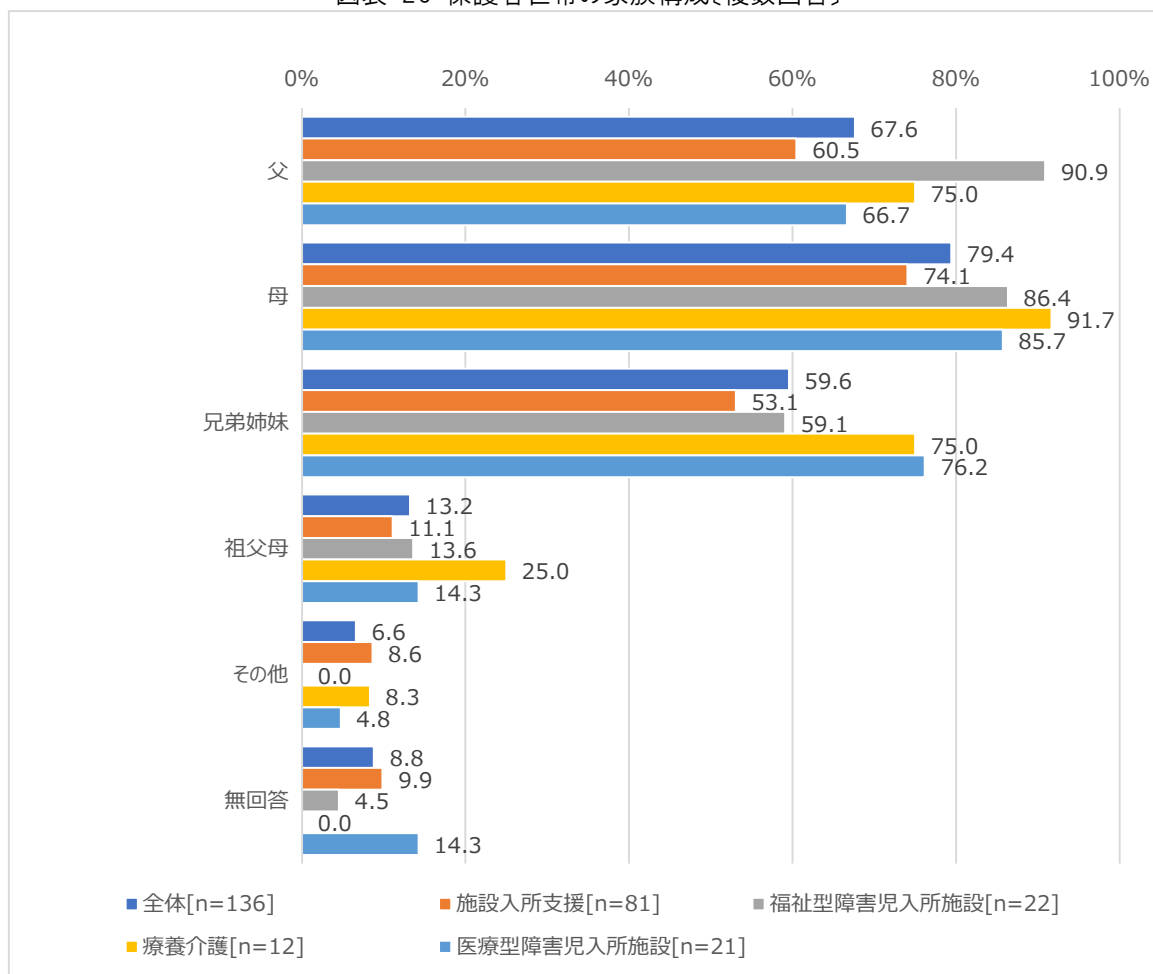
## (5) 20歳未満の利用者の保護者世帯の状況

注) 20歳未満の利用者の場合、世帯収支は、本人も含めた保護者世帯全体の収支を指す。

### ①保護者世帯の家族構成

20歳未満の利用者については、保護者世帯の状況を聞いた。保護者世帯の家族構成は、「母」が79.4%、「父」が67.6%、「兄弟姉妹」が59.6%等となっている。また、世帯人数は平均で3.4人となっている。

図表 26 保護者世帯の家族構成〔複数回答〕



図表 27 保護者世帯の世帯人数

(平均値：人)	全体 [n=119]	施設入所支 援[n=69]	福祉型障害 児入所施設 [n=21]	療養介護 [n=12]	医療型障害 児入所施設 [n=17]
平均世帯人数	3.4	3.1	3.2	4.1	4.0

## ②世帯収入額

20歳未満の利用者の保護者世帯の家計の状況等については、世帯収入額は全体で平均356,251円となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、該当者の世帯で284,014円、非該当者の世帯で387,133円となっている。

図表 28 世帯収入額

(平均値：円)	全体[n=68]	経過措置該当[n=13]	経過措置非該当[n=38]
給与、報酬、賃金、工賃など働いて得た収入	311,336	263,749	322,411
障害基礎年金・障害厚生年金	5,756	5,006	6,447
補足給付	6,085	0	8,603
生活保護費	1,700	0	2,435
年金生活者支援給付金	74	387	0
その他の公的手当、年金、給付金等	18,873	4,873	28,421
その他の収入	12,426	10,000	18,816
合計	356,251	284,014	387,133

(平均値：円)	施設入所支援 全体[n=39]	施設入所支援 経過措置該当 [n=4]	施設入所支援 経過措置非該 当[n=19]	福祉型障害児 入所施設全体 [n=12]	福祉型障害児 入所施設 経過 措置該当 [n=7]	福祉型障害児 入所施設 経過 措置非該当 [n=5]
給与、報酬、賃金、工賃 など働いて得た収入	271,198	263,430	212,238	363,618	286,501	471,582
障害基礎年金・障害厚生 年金	7,951	16,269	12,895	0	0	0
補足給付	10,610	0	17,205	0	0	0
生活保護費	2,965	0	4,869	0	0	0
年金生活者支援給付金	129	1,258	0	0	0	0
その他の公的手当、年 金、給付金等	23,128	0	40,105	0	0	0
その他の収入	18,333	0	37,632	0	0	0
合計	334,314	280,957	324,944	363,618	286,501	471,582

(平均値：円)	療養介護全体 [n=7]	療養介護 経過 措置該当 [n=1]	療養介護 経過 措置非該当 [n=6]	医療型障害児 入所施設全体 [n=10]	医療型障害児 入所施設 経過 措置該当 [n=1]	医療型障害児 入所施設 経過 措置非該当 [n=8]
給与、報酬、賃金、工賃 など働いて得た収入	433,029	250,000	463,534	319,950	119,500	385,000
障害基礎年金・障害厚生 年金	0	0	0	8,134	0	0
補足給付	0	0	0	0	0	0
生活保護費	0	0	0	0	0	0
年金生活者支援給付金	0	0	0	0	0	0
その他の公的手当、年 金、給付金等	45,429	0	53,000	6,335	63,350	0
その他の収入	4,286	30,000	0	10,000	100,000	0
合計	482,744	280,000	516,534	344,419	282,850	385,000

※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補足給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

※施設入所支援・福祉型障害児入所施設における補足給付が0円となっているものについては、標本数が少ないこと、保護者世帯において補足給付の額を把握することが難しいこと等が影響しているものと考えられる。

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

### ③世帯支出額

世帯支出額は、全体では平均で173,613円となっている。経過措置の該当・非該当で見ると、該当者の世帯で186,301円、非該当者の世帯で163,928円となっている。

収入と支出の収支差を見ると、いずれもプラス（収入＞支出）となっている。収支差率は、経過措置の非該当者の世帯の方が大きくなっている。

図表 29 世帯支出額

(平均値：円)	全体[n=47]	経過措置該当[n=12]	経過措置非該当[n=25]
障害福祉サービス利用料（日中サービス含む）	4,633	5,913	3,927
療養介護・障害児施設医療費	2,800	1,608	4,492
施設の室料	411	0	372
施設の食費（自己負担分）	7,252	4,873	5,766
施設の光熱水費（自己負担分）	1,973	463	1,407
上記以外の費目の施設への支払額	2,691	2,499	3,230
入所施設への支払以外の支出のひと月分の合計	112,220	122,177	108,205
うち、家事用品・被服・履物費	16,944	11,667	19,494
うち、交通・通信費	21,401	22,209	22,454
うち、教育費	10,780	15,460	6,766
うち、教養・娯楽費	11,688	7,592	14,232
税金・社会保険料	41,633	48,768	36,530
合計	173,613	186,301	163,928
収支差	182,638	97,713	223,205
収支差率	51.3%	34.4%	57.7%

(平均値：円)	施設入所支援 全体 [n=28]	施設入所支援 経過措置 該当[n=3]	施設入所支援 経過措置 非該当 [n=16]	福祉型障害 児入所施設 全体[n=7]	福祉型障害 児入所施設 経過措置 該当[n=6]	福祉型障害 児入所施設 経過措置 非 該当[n=1]
障害福祉サービス利用料（日中サービス含む）	5,243	3,100	5,555	10,136	10,275	9,300
療養介護・障害児施設医療費	0	0	0	0	0	0
施設の室料	689	0	581	0	0	0
施設の食費（自己負担分）	9,870	4,667	9,009	243	283	0
施設の光熱水費（自己負担分）	3,362	1,853	2,199	0	0	0
上記以外の費目の施設への支払額	2,179	2,500	2,359	0	0	0
入所施設への支払以外の支出のひと月分の合計	106,025	50,000	108,476	173,286	189,667	75,000
うち、家事用品・被服・履物費	17,031	0	19,241	21,143	21,333	20,000
うち、交通・通信費	21,120	667	25,709	31,502	31,752	30,000
うち、教育費	7,773	0	4,103	16,629	18,567	5,000
うち、教養・娯楽費	13,223	6,667	15,488	10,443	8,850	20,000
税金・社会保険料	31,800	34,053	20,765	69,101	69,951	64,000
合計	159,168	96,173	148,944	252,766	270,177	148,300
収支差	175,146	184,783	176,000	110,852	16,325	323,282
収支差率	52.4%	65.8%	54.2%	30.5%	5.7%	68.6%

※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補足給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

収支について、所得区分別に見ると、収支差率はいずれも経過措置の非該当者の世帯の方が大きくなっている。

図表 30 世帯収入額(所得区分別)

(平均値：円)	全体			生活保護・低所得1・2			一般1・2		
	全体 [n=68]	該当 [n=13]	非該当 [n=38]	全体 [n=13]	該当 [n=1]	非該当 [n=10]	全体 [n=28]	該当 [n=11]	非該当 [n=6]
給与、報酬、賃金、 工賃など働いて得 た収入	311,336	263,749	322,411	110,574	250,000	118,314	425,924	278,112	650,078
障害基礎年金・障害 厚生年金	5,756	5,006	6,447	0	0	0	2,324	5,916	0
補足給付	6,085	0	8,603	18,970	0	15,973	0	0	0
生活保護費	1,700	0	2,435	8,895	0	9,252	0	0	0
年金生活者支援給 付金	74	387	0	0	0	0	180	457	0
その他の公的手当、 年金、給付金等	18,873	4,873	28,421	42,769	0	55,600	10,000	0	33,333
その他の収入(仕送 り等)	12,426	10,000	18,816	3,077	30,000	1,000	0	0	0
合計	356,251	284,014	387,133	184,285	280,000	200,139	438,427	284,485	683,412

※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補足給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

図表 31 世帯支出額(所得区分別)

(平均値：円)	全体			生活保護・低所得1・2			一般1・2		
	全体 [n=47]	該当 [n=12]	非該当 [n=25]	全体 [n=14]	該当 [n=1]	非該当 [n=10]	全体 [n=15]	該当 [n=9]	非該当 [n=2]
障害福祉サービス 利用料(日中サービ ス含む)	4,633	5,913	3,927	2,944	0	3,048	6,590	7,883	0
療養介護・障害児施 設医療費	2,800	1,608	4,492	1,379	19,300	0	1,887	0	14,150
施設の室料	411	0	372	664	0	930	0	0	0
施設の食費(自己負 担分)	7,252	4,873	5,766	17,133	0	14,414	2,513	1,744	0
施設の光熱水費(自 己負担分)	1,973	463	1,407	5,372	0	3,518	1,037	618	0
上記以外の費目の 施設への支払額	2,691	2,499	3,230	1,965	3,000	2,125	1,833	833	5,000
入所施設への支払 以外の支出のひと 月分の合計	112,220	122,177	108,205	56,753	160,000	61,945	158,334	143,111	181,000
うち、家事用品・ 被服・履物費	16,944	11,667	19,494	6,699	10,000	7,977	21,333	14,222	36,000
うち、交通・通信 費	21,401	22,209	22,454	15,584	70,000	14,818	26,501	21,390	35,000
うち、教育費	10,780	15,460	6,766	6,429	70,000	2,000	16,093	12,378	5,000
うち、教養・娯楽 費	11,688	7,592	14,232	10,713	10,000	13,255	12,207	8,122	15,000
税金・社会保険料	41,633	48,768	36,530	8,871	40,000	8,420	70,925	57,985	66,000
合計	173,613	186,301	163,928	95,080	222,300	94,399	243,119	212,176	266,150
収支差	182,638	97,713	223,205	89,205	57,700	105,739	195,309	72,309	417,262
収支差率	51.3%	34.4%	57.7%	48.4%	20.6%	52.8%	44.5%	25.4%	61.1%

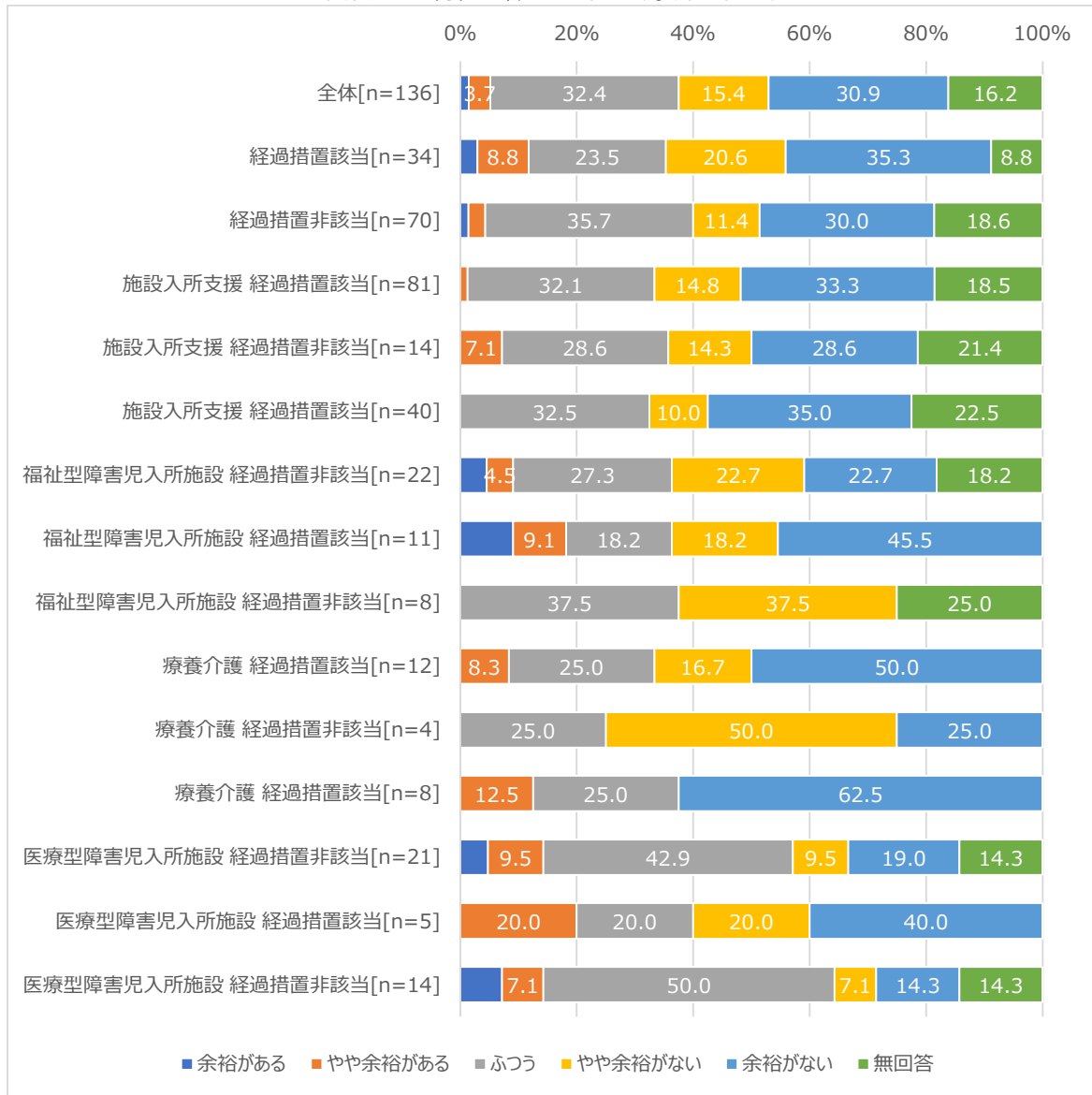
※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補足給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

※標本数の非常に少ない区分もあるが、参考値として掲載している。

#### ④現在の暮らしの状況（家計の状況）

現在の暮らしの状況（家計の状況）について聞いたところ、「ふつう」が32.4%、「余裕がない」が30.9%、「やや余裕がない」が15.4%となっている。余裕のある世帯は少なくなっている。

図表 32 現在の暮らしの状況(家計の状況)

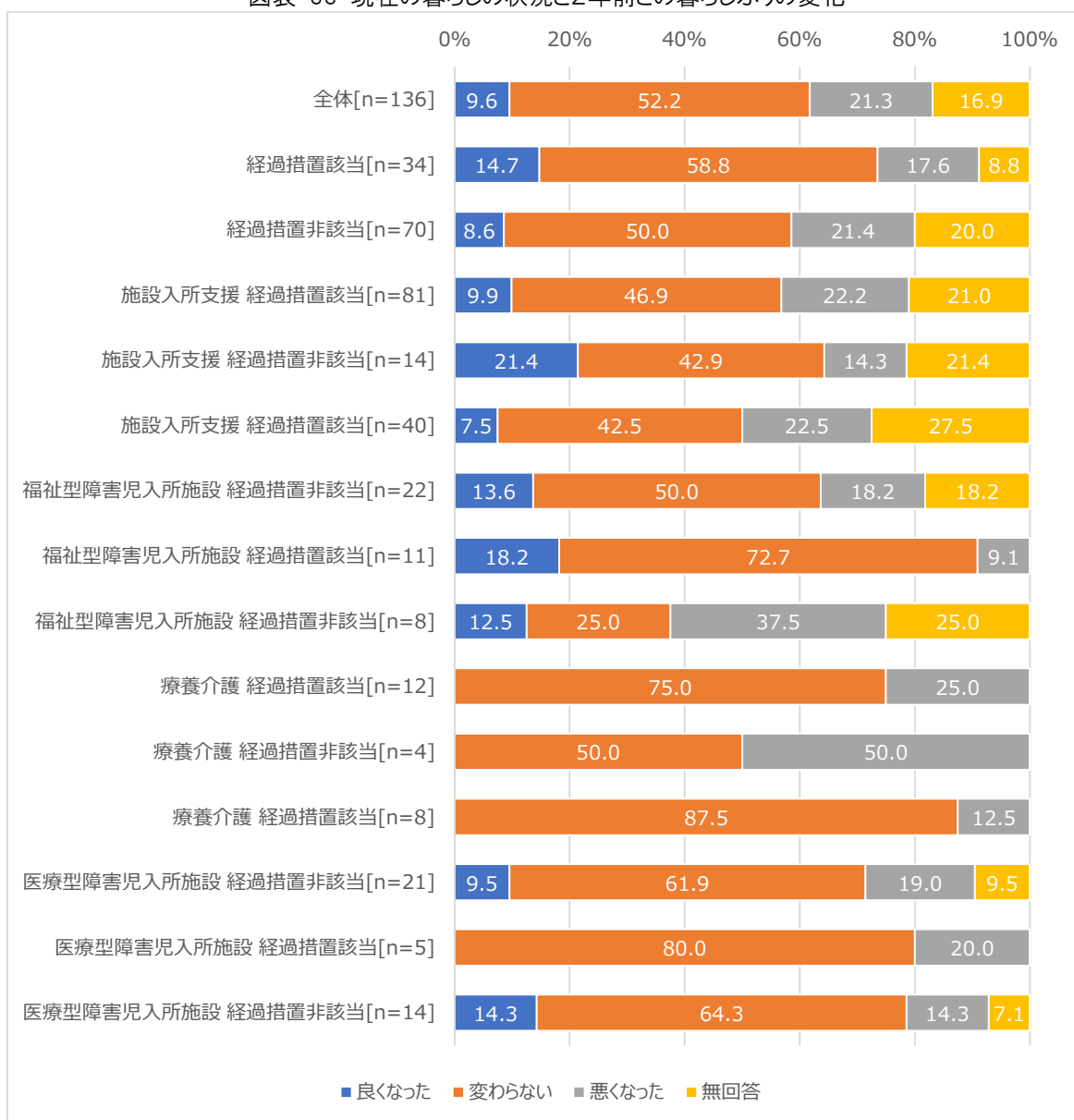


※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補足給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者

## ⑤現在の暮らしの状況と2年前との暮らしぶりの変化

現在の暮らしの状況と2年前との暮らしぶりの変化について聞いたところ、「変わらない」が52.2%、「悪くなった」が21.3%、「良くなった」が9.6%となっている。

図表 33 現在の暮らしの状況と2年前との暮らしぶりの変化



※施設入所支援・福祉型障害児入所施設の「該当」は補給付の経過措置対象者、療養介護・医療型障害児入所施設の「該当」は医療型個別減免の経過措置対象者